

マイカーローン（株ジャックス保証）

（令和7年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（株ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お借入申込時の満年齢が18歳以上であり、ご完済時の満年齢が79歳以下の方。 ○安定・継続した収入がある方。 ○借換の場合は、借換対象ローンで直近3ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○J Aが指定する保証機関（株ジャックス）の保証が受けられる方。 ○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 ※新卒者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学、大学院のいずれかの学校を卒業予定で、同年の4月に就職する方をいいます。 ○その他J Aの定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○マイカー・自動二輪・除雪機・スノーモビル・モーターボート等の購入資金及び購入の関連資金 ○カー用品、車検・修理・運転免許取得時の費用 ○マイカー・自動二輪ローンの借換資金 ○車庫建設資金 ○電動車の購入とそれに付随する以下の資金（自宅敷地内に限定） 非共用充電器設置費用、太陽光発電システム購入費用（50kW未満）、蓄電池購入費用。ただし、電動自動車または電動二輪車との同時申込に限定します。 ○その他マイカーに関連する資金でJ Aが認めた資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ※借換の場合は残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヶ月以上15年以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含む。）とします。 ※新卒者に限り、元金据置を可能とし、据置期間は10月から翌年3月までの就職前6ヶ月以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年0.68%の保証料を含みます。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○元利均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（お借入金額の50%の範囲内とし、毎月返済方式に加え年2回ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ※変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。
担保	○不要です。
保証人	○株ジャックスの保証を受けていただきます。
団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望によりJ A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金はJ Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率にJ A所定の利率が加算されます。 ① 団体信用生命共済（特約なし） ② 長期継続入院特約付団体信用生命共済 ③ 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 ④ 団体信用生命共済（連生） ⑤ 三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生） ⑥ がん保障特約付団体信用生命共済 ⑦ がん保障特約付団体信用生命共済（連生） ⑧ 団体信用生命共済（ワイド）
9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率にJ A所定の利率が加算されます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ご融資の際、J A所定の事務手数料が必要となる場合があります。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A所定の事務手数料が必要となる場合があります。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、J A所定の事務

	手数料が必要となる場合があります。
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J Aにお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J AまたはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、J Aおよび㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J Aバンク新潟